

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブプロフェジン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブプロフェジンの一摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第527号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成20年7月30日、平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カズサホス										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺線虫剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第0303010号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	カズサホスの一日摂取許容量（ADI）を0.00025mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年7月3日府食第745号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月29日 薬事・食品衛生審議会より厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成21年7月2日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成22年1月2日から適用</p> <p>（施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>15.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>17.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		EDI / ADI(%)	国民平均	15.6	幼小児（1～6歳）	32.0	妊婦	12.4	高齢者（65歳以上）	17.2
	EDI / ADI(%)										
国民平均	15.6										
幼小児（1～6歳）	32.0										
妊婦	12.4										
高齢者（65歳以上）	17.2										
施策の実効性確保措置	平成21年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 20上)

カズサホス(殺虫剤、殺線虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.01	0.01
ばれいしよ	○ 0.03	0.03
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.03	0.03
かんしよ	○ 0.02	0.02
さとうきび	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	○ 0.05	0.05
だいこん類の葉	○ 0.05	0.05
キャベツ	○ 0.01	0.01
きょうな	○ 0.05	
ごぼう	○ 0.5	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.01	0.01
にんにく	○ 0.02	0.02
トマト	○ 0.01	0.01
ピーマン	○ 0.01	
なす	○ 0.02	0.02
その他のなす科野菜 <sup>11</sup>	○ 0.01	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.05	0.05
すいか	○ 0.01	0.01
メロン類果実	○ 0.02	0.02
ほうれんそう	○ 0.1	0.1
しょうが	○ 0.1	0.1
えだまめ	○ 0.01	0.01
みかん	○ 0.01	0.01
なつみかんの果実全体	○ 0.01	0.01
レモン	○ 0.01	0.01
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.01	0.01
グレープフルーツ	○ 0.01	0.01
ライム	○ 0.01	0.01
その他のかんきつ類果実 <sup>15</sup>	○ 0.01	0.01
いちご	○ 0.05	0.05
バナナ	○ 0.01	0.01
その他のハーブ <sup>21</sup>	○ 0.5	0.5

1. ○:平成21年7月2日施行

●:平成22年1月2日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

11.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

15.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

21.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンブコナゾール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フェンブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年7月3日府食第746号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成20年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月29日 薬事・食品衛生審議会より厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年7月2日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。  <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>10.6</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	10.4	幼小児（1～6歳）	27.8	妊婦	9.7	高齢者（65歳以上）	10.6
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	10.4										
幼小児（1～6歳）	27.8										
妊婦	9.7										
高齢者（65歳以上）	10.6										
施策の実効性確保措置	平成21年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

フェンブコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	○ 0.2	0.2
ライ麦	○ 0.1	0.1
らつかせい	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	○ 0.2	0.2
みかん	○ 1.0	1.0
なつみかんの果実全体	○ 1.0	1.0
レモン	○ 1.0	1.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1.0	1.0
グレープフルーツ	○ 1.0	1.0
ライム	○ 1.0	1.0
その他のかんきつ類果実 <sup>15</sup>	○ 1.0	1.0
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.7	0.7
西洋なし	○ 0.7	0.7
マルメロ	○ 0.1	0.1
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	○ 1.0	1.0
あんず(アプロットを含む。)	○ 0.5	0.5
すもも(プルーンを含む。)	○ 1.0	1.0
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
ブルーベリー	○ 0.3	0.3
クランベリー	○ 0.5	0.5
ハックルベリー	○ 0.3	0.3
その他のベリー類果実 <sup>16</sup>	○ 0.3	0.3
ぶどう	○ 3	3
バナナ	○ 0.05	0.05
ひまわりの種子	○ 0.05	0.05
なたね	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
茶	○ 10	10
その他のスパイス <sup>20</sup>	○ 1.0	1.0
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>22</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05

フェンブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	
	(改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん <sup>23</sup> の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05

15. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

16. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

20. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

22. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

23. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロニカミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フロニカミドの一日摂取許容量（ADI）を0.073mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年7月3日府食第747号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月29日 薬事・食品衛生審議会より厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成21年7月2日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成22年1月2日から適用</p> <p>。（施策の概要）</p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>32.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>19.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI / ADI(%)	国民平均	17.4	幼小児（1～6歳）	32.5	妊婦	15.1	高齢者（65歳以上）	19.0
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	17.4										
幼小児（1～6歳）	32.5										
妊婦	15.1										
高齢者（65歳以上）	19.0										
施策の実効性確保措置	平成21年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

フロニカミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
ばれいしよ	○ 0.3	0.3
クレソン	● 4.0	4
はくさい	○ 2	
キャベツ	○ 1	
その他のあぶらな科野菜 <sup>7</sup>	● 4.0	4
チコリ	● 4.0	4
エンダイブ	● 4.0	4
しゅんぎく	● 4.0	4
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	● 4.0	4
その他のきく科野菜 <sup>8</sup>	● 4.0	4
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	
パセリ	● 4.0	4
セロリ	● 4.0	4
その他のせり科野菜 <sup>10</sup>	● 4.0	4
トマト	○ 2	0.4
ピーマン	○ 0.4	0.4
なす	○ 3	3
その他のなす科野菜 <sup>11</sup>	○ 0.4	0.4
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろうり	○ 0.4	0.4
すいか	○ 2	0.4
メロン類果実	○ 2	2
まくわうり	○ 0.4	0.4
その他のうり科野菜 <sup>12</sup>	○ 0.4	0.4
ほうれんそう	● 9.0	9
その他の野菜 <sup>14</sup>	● 4.0	4
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.2	0.2
びわ	○ 0.2	0.2
もも	○ 1	0.7
ネクタリン	○ 1	0.6
あんず(アプリコットを含む。)	○ 2	0.6
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.6	0.6
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.6	0.6
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 5	
その他の果実 <sup>17</sup>	○ 0.4	0.4
綿実	○ 0.5	0.5
茶	○ 40	40
ホップ	○ 5	



フロニカミド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
羊の筋肉	○ 0.05	0.05
馬の筋肉	○ 0.05	0.05
山羊の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
羊の脂肪	○ 0.02	0.02
馬の脂肪	○ 0.02	0.02
山羊の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.08	0.08
羊の肝臓	○ 0.08	0.08
馬の肝臓	○ 0.08	0.08
山羊の肝臓	○ 0.08	0.08
牛の腎臓	○ 0.08	0.08
羊の腎臓	○ 0.08	0.08
馬の腎臓	○ 0.08	0.08
山羊の腎臓	○ 0.08	0.08
牛の食用部分	○ 0.08	0.08
羊の食用部分	○ 0.08	0.08
馬の食用部分	○ 0.08	0.08
山羊の食用部分	○ 0.08	0.08
乳	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きん <sup>23</sup> の筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.03	0.03
その他の家きんの卵	○ 0.03	0.03
トマトピューレー(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)	○ 0.5	0.5
トマトペースト(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)	● 2.0	2

1. ○:平成21年7月2日施行

●:平成22年1月2日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

7.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

8.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

10.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

11.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

12.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

14.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

17.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

23.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。